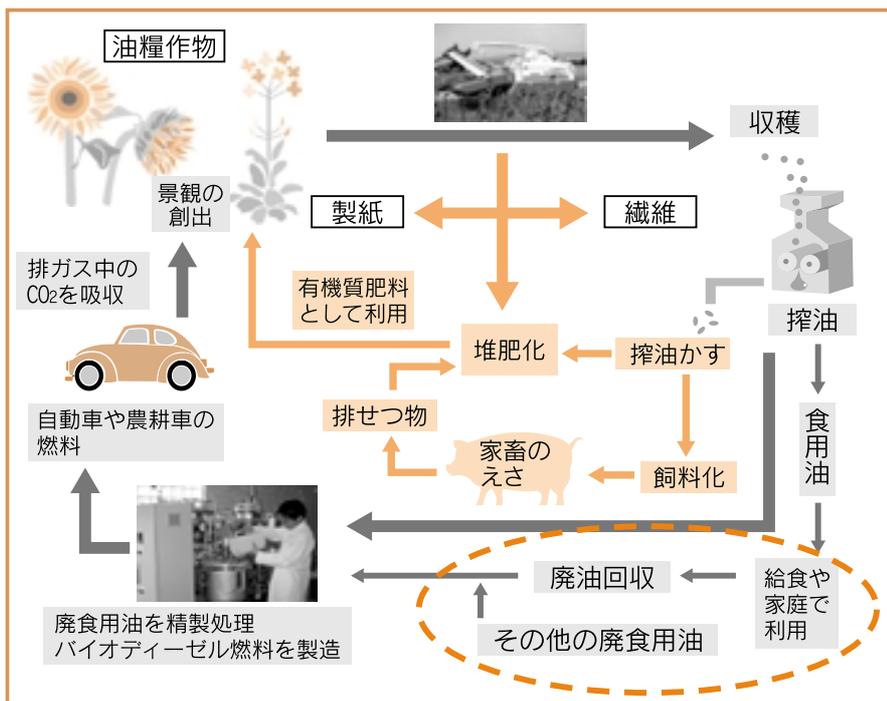


# 廃食用油回収ボックスを設置しました

松前町では環境にやさしいまちづくりのため、家庭から排出される廃食用油（てんぷら油）を回収しています。回収した廃食用油は石けんやバイオディーゼル燃料にリサイクルされています。

今回、更なるバイオディーゼル燃料の利用を進めるため、役場と各公民館に廃食用油回収ボックスを設置しました。将来は、松前町ひまわりバスに利用する予定です。回収にご協力をお願いします。



## 対象

家庭で不要になった廃食用油

菜種（キャノーラ）、大豆、コーン、サンフラワー（紅花）、ヒマワリ、綿実、ゴマ、ヤシなどの植物性食用油

※ 薬品で固化化したものは再資源化できません。

※ 鉱物油（エンジンオイルなど）、固形状のもの（バター・マーガリン）、ラード、天かすなどは混ぜないでください。

## 回収場所・時間

松前町役場  
東、西、北公民館  
執務時間中

※ 回収場所には、専用の容器（ポリタンク5リットル、2リットル）を設置しています。

※ 持参に使ったペットボトルなども、てんぷら油のリサイクル専用容器として再利用しましょう。



## 出し方

1 天かすなどの不純物をこして取り除く

2 回収場所にある専用容器（ポリタンク）、ペットボトルやプラボトルなどに廃食用油を入れる

3 近くの回収場所に持っていき、回収ボックスに入れる。

## 野外焼却で、ご近所に迷惑をかけていませんか？

ここ数年、家庭や田畑での焼却にかかわる苦情や相談が多く寄せられています。

家庭や田畑などでの廃棄物の焼却は、有害物質発生の原因となるほか、煙や悪臭、灰により近所に大きな迷惑をかけます。

一部の例外を除き、廃棄物の野外焼却が禁止されており、違反した場合は罰則の対象となりますので、注意してください。

※罰則 5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科

### 例外として認められるもの

- どんと焼きなど地域の行事で不要になったものの焼却
- 農林漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却
- たき火など周辺の生活環境に与える影響が軽微な焼却

家庭のごみは焼却せず、ごみステーションにルールを守って出しましょう！

### 野外焼却とは？

野外で木くず、紙くず、廃タイヤ、廃ビニール・プラスチックなどの廃棄物を、ドラム缶などで焼く事をいいます。



問い合わせ 松山保健所環境保全課 ☎941-1111 役場生活環境課 ☎985-4117  
松前消防署 ☎984-3404 伊予警察署 ☎982-0110